

「新型コロナウイルス」再拡大(リバウンド)防止へのお願い

令和3年3月5日 播磨町長 清水ひろ子

2月28日兵庫県の「緊急事態宣言」が解除されました。播磨町におきましても、昨年末から今年始めにかけて多くの感染者が報告されましたが、最近では急激に減少してきております。皆さま方お一人一人のご理解とご努力によるものと深く感謝申し上げます。

幼稚園の卒園式や小学校・中学校の卒業式も終わり、新しい門出を祝うかのように、まちは少しずつ春色に染まり始めています。野添北公園や五反田の桜も、もうすぐ満開です。また、リニューアルした望海公園ではバーベキューサイトや大型遊具がオープンを控えています。待ちわびた春の日の到来を、皆さま方楽しみにされていることと思います。待ちわびた春の日の到来を、皆さま方楽しみにされていることと思います。待ちわびた春の日の到来を、皆さま方楽しみにされていることと思います。

しかしながら、ここで気を抜くと、さらなる感染拡大を招きかねません。年度初めに当たって、歓送迎会や懇親会、お花見など、それぞれにご予定もおありかと思いますが、今一度、感染予防の徹底に努めていただくようお願いいたします。一日も早く、安心して暮らせる地域社会を取り戻すために。

感染再拡大防止の徹底 県民の皆さまへのお願い

令和3年3月4日 兵庫県知事 井戸敏二

年度末、年度初めは、卒業旅行、歓送迎会など移動や飲食の機会が多い時期です。感染の再拡大を防止するため、県民の皆さま、特に若い方々には、ご自身の健康や行動に注意していただき、家庭や施設などにウイルスを持ち込まないよう、引き続き、次の取り組みにご理解、ご協力をお願いします。

- ・日中も含めた不要不急の外出の自粛をお願いします
- ・不要不急の都道府県間の移動や、緊急事態宣言対象地域をはじめリスフのある場所への出入りを自粛してください
- ・卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見による宴会などを控えるようお願いいたします
- ・会食は、同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控え、会話の際は扇子やマスクなどにより、飛沫を防止してください
- ・毎日の検温、手洗い、マスクの着用など健康管理を徹底し、

症状のある場合は、外出を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話で相談してください

皆さま一人ひとりが「うつらないうつさな」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々には、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

新型コロナウイルスワクチン接種について【3月15日現在】

詳細が決まりましたら、案内をお送りします。また、ホームページなどでもお知らせします。

▶ワクチン接種を実施する場所と日程
集団接種と個別接種を行う予定です。ワクチンの流通状況や時期により、受けられる場所や、集団接種か個別接種かが異なります。※集団接種は、中央公民館で5月中旬以降の土・日曜日に行う予定です。(3月号で4月以降とお知らせしましたが、医療従事者への接種が遅れているため、5月中旬以降になる予定です)

▶案内(接種券)送付時期
65歳以上の人 4月中旬以降
65歳未満の人 6月以降
(3月号で65歳以上の方は、3月中旬以降とお知らせしましたが、4月中旬以降になる予定です)

完全予約制です。次の3つの予約方法があります。※いずれも、送付された接種券(案内と一緒に届きます)を手元に用意して、予約してください。

方法① 予約アプリのQRコードから予約する

方法② コールセンター(3月25日開設)へ電話をして予約をする
☎0120(748)567(平日9:00~17:00)

方法③ 役場内の特設窓口に行って予約をする(4月中旬)

▶問合せ
コールセンター ☎0120(748)567

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談

発熱などの症状がある場合はまずは、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従ってください。かかりつけ医がない場合や、息苦しさや高熱などの強い症状がある場合は、早めに下記へ

- 発熱等受診・相談センター(加古川健康福祉事務所)
☎079(422)0002 ※9:00~17:30
- 兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター
☎078(362)9980 ※24時間対応

Touban focus
東播磨の見て聞いて知って「納得」する行政情報をわかりやすく発信します。毎月1日、16日に更新する5分番組です。

今月の内容

- 4月1日(木)~15日(木) 生まれ変わった望海公園に行ってみよう(播磨町)
- 4月16日(金)~30日(金) 市の窓口がもっと便利に!(加古川市)

放送時間
月~金曜日 10:25~、22:25~
土、日曜日 6:25~、22:25~

BAN-BANラジオ FM86.9MHz
播磨町タウンインフォメーションを発信中。
水曜日 17:30
木曜日 9:30

交通事故の状況

令和3年1月末現在 昨年比

	人身事故件数	傷者	死者
加古川市	60(-23)	68(-23)	0(±0)
稲美町	11(+2)	10(±0)	2(+2)
播磨町	5(-7)	7(-7)	0(±0)

犯罪発生の状況

1月の町内犯罪発生件数 12件 (前年比±0件)

種別	件数
自転車盗	3
車上ねらい	1
自動販売機ねらい	2
万引き	2
暴行	2
その他	2

令和3年犯罪累計 12件
※野添交番と本荘交番での件数を集計しています。
※件数は速報値のため、累計数と毎月の件数の合計が異なる場合があります。
※前年比は、令和2年1月との比較です。

特殊詐欺発生の状況

1月の町内特殊詐欺発生件数 1件

おくやみ【2・3月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
大村 久美	(宮西)	68
久保 麗子	(東野添)	84
黒石 マキエ	(南野添)	95
平郡 久恵	(宮北)	86

福祉

コロナ禍において出産する母親への応援給付金の延長

新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響を踏まえ、令和2年4月28日から3年3月31日の間に生まれた新生児がいる世帯に対して、新生児1人につき10万円を支給してきました。

該当する新生児の母が、新生児の出生日前から給付金の申請をする日まで継続して、町の住民基本台帳に記録されていること

- ・母と同一世帯で、町の住民基本台帳に出生を事由に記録されていること
- ・住民基本台帳に記録された日から給付金を申請する日まで継続して町の住民基本台帳に記録されていること

申請方法

新生児の出生日の翌月20日頃に、給付金の申請に必要な申請書を郵送します。申請書に併せて、次の書類を添付した上で、返信用封筒にて返送ください。

- ・新生児の母の本人確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカードの写しなど)
- ・新生児の母であることが確認できる書類の写し(母子手帳内の「出生届出済証明」のページの写しなど)
- ・新生児の母名義の受取口座が確認できる書類の写し(通帳やキャッシュカードの写しなど)

心身障害者更生支援補助金の申請

施設または作業所に通所している次の人に補助金を支給します。

- ▶補助金の対象期間 令和2年10月分~3年3月分
- ▶補助金の対象額 施設などへの通所日数に応じて、定期券か回数券のうち安価な方で支給します
- ▶受付期間 必要書類を添えて4月30日(金)までに申請してください。申請書は、福祉グループおよび各事業所にあります
- ▶振込予定日 5月25日(火)
- ▶問合せ・申請 福祉グループ ☎079(435)2361

心身障害者扶養共済掛金補助金の交付申請

兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入している人に、令和2年度第3期(12月~3月分)の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金を交付します。申請期間内に必要書類を添付して申請してください。

- ▶申請期間 4月1日(休)~9日(金)
- ※期限を過ぎると補助金の支払いが出来なくなりますので、ご注意ください。
- ▶必要書類 ①掛金の領収証(12月~3月分) ②振込先金融機関を確認できるもの ③印鑑(朱肉を使うもの) ④兵庫県心身障害者扶養共済制度加入証書
- ▶問合せ・申請 福祉グループ ☎079(437)7041

マイナンバーカードに関する休日受付

▶日時 3月28日(日)、4月25日(日) 9:00~12:00、13:00~15:30 ▶受付場所 住民グループ戸籍チーム①番窓口 ▶問合せ マイナンバー専用番号 ☎079(437)7041

この度、令和3年12月31日までに生まれた新生児を対象とするよう給付金を延長します。なお、支給対象者には、新生児の出生日の翌月20日頃に、町から申請のご案内をお渡しします。

▼支給対象者 次の全てに

・母が生活保護受給者でないこと及び中国残留邦人など支援給付を受けていないこと

▼受給権者 新生児の母(特別な事情がある場合は、この限りではありません)

▼給付額 新生児1人につき10万円

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

▼問合せ・申請 福祉グループ ☎079(437)7041

福祉グループ
☎079(435)2361

訪問型歩行訓練

中途失業者など視覚に障がいのある人に対して、近隣生活圏や通勤先などにおいて、個々の日常生活に合わせた歩行訓練を行っています。

▼対象 町内に在住する視覚に障がいのある人で、近隣生活圏での日常生活を送るうえで歩行訓練が必要な人

▼実施方法 歩行訓練士が自宅や勤務先などに出向いて行います(30時間以内)

▼費用 1時間あたり250円(住民税が非課税の世帯は全額免除、均等割のみ課税されている世帯は半額免除になります)

▼問合せ・申請 福祉グループ

☎079(435)2361

身体障害者自動車運転免許取得費用の助成

身体に障がいのある人が自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成します。

▼対象 次の条件全てにあてはまる人

①町内に1年以上住所を有している人

②道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を取得し、運転免許を新規に取得された人

③運転免許取得に要した経費を、自らの負担で指定自動車教習所に支払いをされた人

④自動車を使用することにより就業の安定、生活の向上及び行動範囲の拡大に効果があると認められる身体障がい者で、交通機関の利用が非常に困難であると認められる人

⑤過去において、この制度による助成を受けたことがない人

▼助成額 運転免許取得に要した経費の3分の2以内で上限は10万円

▼申請期限 免許取得後1カ月以内

▼問合せ 福祉グループ
☎079(435)2361

移動入浴サービス

自力または家族の協力があっても入浴することが困難な重度の心身障がいの人

広がれ！こころのバリアフリー

毎年4月2日は国連が決めた「世界自閉症啓発デー」です。

2007年12月の国連総会において、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みを進めるため、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)とすることが決議されました。

日本でも、毎年、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日までの1週間を「発達障害啓発週間」と定めています。週間中は、自閉症をはじめとする発達障害について広く啓発するため、シンポジウムの開催や全国のランドマークのブルーライトアップなどの活動を行っています。皆さんも、世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間をきっかけに、自閉症をはじめとする発達障害についての知識・理解を深めてみませんか。

▼発達障害とは 発達障害は、脳機能の発達が関係する障害です。発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。それが、親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものと理解すれば、周囲の人の接し方も変わってくるのではないのでしょうか。

政府広報オンラインでは、発達障害のある人を理解するために、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、主な発達障害の特徴を紹介しています。

▶問合せ 福祉グループ
☎079(435)2361
播磨町地域自立支援協議会
☎079(437)3456



保険

令和3年度から後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を含むの郵送方法が変わります

これまで、後期高齢者医療被保険者証及び国民健康保険被保険者証について、「簡易書留」にて郵送してありましたが、令和3年度の証更新時(令和3年7月

中旬発送予定)より、原則、「特定記録※1」にて郵送いたします。

なお、何らかのご事情により引き続き「簡易書留」での郵送を希望される場合は、令和3年6月15日(火)までにお手続きが必要となります。お手続きの詳細は保険年金グループへお問い合わせください。

※1 特定記録とは、受取人様の郵便受箱に配達する郵送方法であり、簡易書留のように受取時の押印または署名の必要がありません。簡易書留と同様に配達状況の確認をすることは可能です。

▼問合せ 保険年金グループ
☎079(435)2581

令和3年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の)の保険料は、市町村民税の課税区分(課税・非課税)および前年の合計所得金額などに基つき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

そのため、特別徴収の人の4月の保険料は、基本的に令和3年2月の保険料と同額を徴収させていただきます。

仮徴収額の通知は、省略させていただきますのでご了承ください。

普通徴収により納付されている場合は、令和2年度の保険料額を基に第1期



令和3年度住宅リフォーム助成制度

4月1日より助成申請を受け付けます

▼助成対象工事 町内に住民登録のある人が、ご自分の居住している住宅を、町

(4月)分の保険料を徴収しますので、4月中旬に1回分の納付書(通知書)を送付します。

なお、令和3年度の介護保険料額決定通知書は、6月中旬に送付いたします。

▼問合せ 保険年金グループ
☎079(435)2582

播磨町公の施設の指定管理者の指定

令和3年3月31日をもって、指定期間の満了を迎えた施設の指定管理者の選定にあたり、小型船舶係留施設及びその付帯施設については、インターネットなどを通じて指定管理者を募集し、その結果、1団体からの応募がありました。

指定管理者の選定にあたっては、有識者などによる指定管理者選定委員会(委員8人)を開催し、①利用者の平等利用が確保されること ②事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること ③事業計画書に沿った管理を安定して行う物的・人的能力を有していることなどを選定の基準として、公募した施設については、書類審査と面接審査を行い決定しました。

施設の指定管理者の選定理由につきましては、次のとおりです。

公募した施設

●小型船舶係留施設及びその付帯施設

申請者は、安定した経営基盤を持つ第三セクター法人であり、マリーナ関係の多方面にわたるノウハウを有する法人でもあるため、これまでの実績に基づいた堅実で安定した施設経営が期待できます。また、町への還付額を増額するほか、小規模修繕の自己負担額を1物件当たり40万円に増額(従前は20万円)するという提案が示されており、施設経営に対する積極性が見られます。

利用者の多い土曜、日曜、祝日を営業日とするなど、町の要求水準を超えて利用者の視点に立った施設運営を継続しようとしていること、また、イベント(「はりまの海きっずチャレンジ」)協力により町民が海への親しみを体験できる機会を提供するなど、親水施設としての役割を果たしていることも高く評価できます。以上のようなことから、小型船舶係留施設及びその付帯施設の指定管理者とすることが適当であると判断します。

▶問合せ 総務グループ
☎079(435)0357

内事業者の施工により増改築、修繕、模様替え、設備改善など行うもので、工費が20万円以上の工事

▼助成金額 工事費の10分の1(上限10万円)

▼申請手続き 申請書、工事内容の分かる設計図面、町内事業者からの工事見積書、工事予定箇所の写真を住民グループへ提出してください

▼注意事項

・町税を滞納している人は申請できません
・播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員は申請できません
・リフォーム助成は、1人1回、1住宅1回限りです
・工事は令和4年3月31日までに完了してください

▼問合せ 住民グループ
☎079(435)2364

Bハザードマップ」の運用を開始しました！
ブックマークやスマートフォンホーム画面のショートカットアイコンにご登録いただき、ご利用ください。
※カメラ付きのスマートフォン・タブレット端末をご利用の場合は、QRコードを接写するだけでアクセスできます。



▲播磨町WEBハザードマップ

▼問合せ 危機管理グループ
☎079(435)0991

春の全国交通安全運動期間4月6日(火)～15日(木)

4月6日(火)は「交通安全意識を高める日」、4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通事故防止のため、ひとりひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣付けることを意識しましょう。★重点項目 ●子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保 ●自転車の安全利用の推進 ●歩行者などの保護を始めとする安全運動意識の向上 ▶問合せ 危機管理グループ☎079(435)0991